

プロジェクト 税効果会計

項目 第 45 回専門委員会で聞かれた意見
(未実現損益の消去に係る税効果の検討)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 45 回税効果会計専門委員会（2017 年 1 月 13 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された内容のうち未実現損益の消去に係る税効果の検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 45 回専門委員会で聞かれた意見

2. 未実現損益の消去に係る税効果について、主に以下の意見が聞かれた。

有用性の観点から資産負債法を採用することに懸念を示す意見

- (1) 日本基準では繰延税金資産の回収可能性の判断において分類に応じてスケジューリングを行うことが求められている点で、IFRS と異なる。このため、例えば、土地に係る未実現利益の一時差異について、現行の繰延法では売却元企業で納付した税金に基づき繰延税金資産を計上しているが、資産負債法では購入側企業において通常スケジューリング不能となり繰延税金資産が計上されないこととなる。これが有用な情報となり得るのか、認識を合わせる必要がある。
- (2) 資産負債法を採用した場合、例えば、課税所得が生じていない企業から課税所得が生じている企業に資産を売却した場合、売却元企業では売却益に対応する税金費用が計上されず、当該売却益のみが連結決算手続上消去されるにもかかわらず、購入側企業では当該売却益に係る繰延税金資産（税金費用のマイナス）が計上される可能性があることに留意する必要があると考える。

資産負債法を採用することにメリットがあるとする意見

- (3) 繰延法を資産負債法に変える場合、以下を勘案するとメリットがあることから、(案 2) がよいと考える。
 - 繰延法においては、未実現利益に係る将来減算一時差異の額が売却元企業の売却年度における課税所得額を超えていないかを判断するコストがあることから、資産負債法において購入側企業が分類に応じた繰延税金資産の回収可能額の判断を行うことになったとしても、回収可能性の判断に係るコストは全体として大きく変わらないのではないかと。
 - 資産負債法に統一すれば、経営者が回収可能であると判断した繰延税金資産の金額が連結財務諸表上、端的に示されることとなり、繰延税金資産の

計上額に対する理解可能性が高まると考えらえる。

- 税制改正により税率が変更される場合、棚卸資産の未実現損益についても資産負債法であれば、他の一時差異項目と合わせてその影響額を容易に計算できるため、企業の対外説明上の負担が軽減される。

仮に資産負債法を採用する場合のその他の意見

- (4) 未実現利益の消去に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、事務局が作成した設例について、消去した未実現利益の金額を購入側企業の課税所得に加算して繰延税金資産の回収可能性を判断することになるのではないか。
- (5) 土地の未実現利益の消去に係る繰延税金資産について、購入側企業で当該土地を利用して事業を行い企業に課税所得が生じている場合に、スケジューリング不能な将来減算一時差異であるという理由で繰延税金資産の回収可能性がないとする考え方には違和感がある。

このため、分類の考え方を利用して、例えば、棚卸資産に係る未実現利益の消去に係る繰延税金資産は、翌期解消を前提として(分類1)から(分類4)に該当する場合には回収可能性があるものとして取り扱い、固定資産(土地を含む。)や有価証券に係る未実現利益の消去に係る繰延税金資産は、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱いと同様に、(分類1)から(分類3)に該当する場合には、すべて回収可能性があるものとして取り扱うような定めを置いてはどうか。

- (6) 輸出入のボリュームが大きくなれば、回収可能性の判断が複雑になることから、仮に資産負債法に変えるのであれば説得力のある説明が必要と考える。

その他の意見

- (7) 米国会計基準からIFRSへ移行した企業の事例におけるコスト分析を用意して議論したい。
- (8) 会計システムが税金等調整前当期純利益から(税引後の)当期純利益まで一貫して設計されている場合、システム改修コストを要する可能性もあり得るので、追加的に調査したい。

以上